

#### 4 類型4) NF 等の懲罰、紛争解決に問題がある場合 ～内部ルール

##### 不備、適用の問題点

###### <事例>

ある NF では、セクハラ問題を起こしたコーチへの処分に関し、何ら手続規程を定めておらず、コーチの弁明を何ら聞くことなく、理事会のみで永久追放処分を課してしまいました。また、この NF には、当該処分の不服申立手続について、日本スポーツ仲裁機構を利用できる自動応諾条項も定めておらず、また、コーチによる仲裁申立てにも同意しませんでした。

この NF ではどのような処分手続を採る必要があったのでしょうか。

##### ◆ 対応のポイント

NF に登録するコーチ等がセクハラ問題等個人的に不祥事を起こした場合、事実関係及び原因の調査のほか、関与した選手の処分等の対応を採りましょう。

処分に当たっては、弁明の機会と処分の適正、不服申立手続の整備等、適正手続を経る必要があります。

## ◆ グッドガバナンスに基づく実践案

### (1) 有識者による十分な事実関係の調査・原因究明

セクハラ問題等の、選手やコーチ等の個人的な不祥事が発生した場合には、まず、事実関係を把握し、原因を究明して、判明した事実関係及び原因に基づいた適切な対応が必要となります。

個人の問題であれば、NF 内での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられます。ただし、NF における法務担当、顧問弁護士等、有識者のサポートを得る方が望ましいでしょう。

### (2) 調査結果を基にした適切な処分 ～弁明の機会と処分の適正

調査によって判明した事実関係及び原因に即して、必要かつ適正な処分を行いましょ

#### ① 弁明の機会の付与

NF による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞いた上で、本人に弁明の機会を与える必要があります。このような弁明の機会を与えなかった場合、処分が無効となります<sup>5</sup>ので、きちんと手続を設けましょ。このような処分手続の詳細については、既に公表されている文部科学省の「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議におけるスポーツ団体処分手続モデル規程(試案)」<sup>6</sup>が非常に参考になります。

#### ② 処分の適正

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、NF 外

<sup>5</sup> 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウェイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

<http://jsaa.jp/award/2003-001.html>

<sup>6</sup>

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415_01.pdf) (※協力者会議報告書 28 ページ参照)

の有識者の関与を検討すべきでしょう。日本体育協会は、平成 26 年 7 月に、「公認スポーツ指導者処分基準<sup>7</sup>」を定め、その別表には、類型に分けられた処分基準を定めており、非常に参考になります。

### ③ 処分内容と理由の通知・説明

そして、NF が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接通知・説明します。

### (3) 不服申立手続の設置

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

NF 内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、NF による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度<sup>8</sup>を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。

また、仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

---

<sup>7</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

<sup>8</sup> <http://jsaa.jp/sportsrule/arbitration/index.html#t1>

## ◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

・125 ページ 「5 NF の紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」

・172 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラの禁止」